

佐倉市、酒々井町清掃組合告示第4号

平成20年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年10月8日

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 藤 和 雄

1. 期 日 平成20年10月17日（金）午後1時30分開会
2. 場 所 佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター
管理棟2階大会議室
3. 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて
 - (2) 平成19年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算認定について
 - (3) 佐倉市、酒々井町清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例制定について
 - (4) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○平成20年10月17日

○現在議員5名で次のとおり

1番	引	地	修	一	君
2番	平	澤	昭	敏	君
3番	山	口	文	明	君
4番	入	江	晶	子	君
5番	押	尾	豊	幸	君

平成20年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会

○議事日程

平成20年10月17日（金曜日）午後1時35分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程

議案第1号～議案第4号、提案理由の説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 行政報告
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議案の上程
6. 提案理由の説明
7. 質 疑
8. 討 論
9. 採 決
10. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	押	尾	豊	幸	君
副議長	平	澤	昭	敏	君
1番	引	地	修	一	君
3番	山	口	文	明	君
4番	入	江	晶	子	君

○欠席議員（なし）

○執行部

管理者	藏	和	雄
副管理者	小	坂	泰久

○説明のため出席した者の職氏名

事務局長	南波佐間	信	彦
主幹	富永	文	敏
施設管理課長	齋藤	雅	文
会計管理者	小川	長	佑

○構成市町出席職員

佐倉市経済環境部部長	山岡	裕	一
酒々井町民生担当参事	矢部	雄	幸
酒々井町生活環境課課長	福田	和	弘
佐倉市経済環境部廃棄物対策課主査	池澤	幸	一

○議会事務局出席職員氏名

總務課 門山孝雄
課長補佐

○連絡員

施設管理課 中村宏之
課長補佐
(計画係長)

総務課 坂上雅敏
庶務係長

◎開会及び開議の宣告

(午後 1時35分)

○議長（押尾豊幸君） これより平成20年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を開催するに当たり、事務局は傍聴人の入場を停止してください。

ただいまの出席議員は5人で、議員定数の半数以上に達しております。

よって、平成20年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（押尾豊幸君） 日程に先立ちまして、監査委員より例月出納検査の報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

◎行政報告

○議長（押尾豊幸君） 次に、行政報告について、事務局長、南波佐間信彦君より発言を求められておりますので、これを許します。

○事務局長（南波佐間信彦君） 事務局長の南波佐間信彦でございます。お許しをいただきまして、行政報告を申し上げます。

四街道市から平成20年8月29日付文書にて、佐倉市、酒々井町清掃組合への加入の協議について依頼がございました。

依頼の内容は、国は、環境負荷の低減や地球温暖化防止等の観点から広域化の取り組みを推進していること。また、四街道市としましては、厳しい財政状況のもと、ごみ処理の広域化によるさらなる経費縮減を図っていく必要があるとの考えから、当清掃組合に加入協議の依頼のあったものでございます。

四街道市との協議に当たりましては、佐倉市と酒々井町とで40年にわたりごみ処理を行ってまいりました歴史的経緯を踏まえて、広くご意見を伺いながら、慎重に加入協議を進めてまいります。

以上、行政報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（押尾豊幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第49条の規定により、山口文明君、入江晶子君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（押尾豊幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期の決定につきましては、会議規則第4条の規定により本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（押尾豊幸君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程

○議長（押尾豊幸君） 日程第3、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号から議案第4号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（押尾豊幸君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第4号までを一括議題といたします。

◎議案第1号～議案第4号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長（押尾豊幸君） 提案理由の説明を求めます。

管理者、蕨和雄君

○管理者（蕨 和雄君） 管理者であります佐倉市長の蕨和雄でございます。

本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会10月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には全員ご出席を賜り、深く感謝を申し上げる次第でございます。ただいまから本日提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、専決処分承認を求めることについてでありまして、処分内容は、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、急施を要するものと認め、平成20年

3月18日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第2号は、平成19年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、議会の認定を求めようとするものであります。

平成19年度のごみ搬入量は5万7,569.55トンであり、その内訳は、佐倉市5万660.90トン、酒々井町6,762.67トン、その他145.98トンであります。その割合は、佐倉市88%、酒々井町11.75%、その他0.25%となります。

歳入総額17億4,072万4,323円に対し、歳出総額は17億680万8,881円で、歳入歳出差引額3,391万5,442円は全額翌年度に繰り越しをいたしました。

歳入につきまして主なものは、佐倉市及び酒々井町からの分担金及び負担金9億267万4,000円で、佐倉市負担金は8億130万3,000円で88.77%、酒々井町負担金は1億137万1,000円で11.23%であります。そのほか使用料及び手数料3億571万2,700円、財産収入386万2,463円、繰入金4億円、繰越金3,662万4,097円、諸収入9,185万1,063円であります。

歳出につきましては、議会費として37万4,177円、総務費として1億9,639万9,928円、これは職員の給与、共済費等の人件費が主なものであります。衛生費として、10億2,453万8,592円につきましては、ごみの処理処分に要する経費が主なるものであります。公債費として4億2,350万3,184円、諸支出金として6,199万3,000円であります。

議案第3号は、佐倉市、酒々井町清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、小学校就学前までの子を養育する職員が、常勤職員のまま1週間当たりの勤務時間を短くすることができる育児短時間勤務制度の実施に関し必要な事項を定めるほか、育児休業職員が勤務に復帰した場合の給与の取り扱いを国家公務員の育児休業職員の取り扱いに準じて定めようとするものであります。

議案第4号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。今回の改正については、職員の育児休業等に関する条例の改正に伴い、該当職員の取り扱い規定に関連する条例を整備いたそうとするものであります。

以上、本日提案をいたしました議案についてご説明を申し上げます。何とぞよろし

くご審議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長、南波佐間信彦君

○事務局長（南波佐間信彦君） 佐倉市、酒々井町清掃組合事務局長の南波佐間信彦でございます。提案理由の補足説明をさせていただきます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてをござんください。読み上げさせていただきます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

処分事項 千葉県市町村総合事務組合同約の変更に関する協議について 平成20年10月17日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合 管理者 蕨和雄

次のページをお開きください。専決処分書でございます。読み上げさせていただきます。

専決第1号 専決処分書 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、急施を要するものと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり処分する。平成20年3月18日 佐倉市、酒々井町清掃組合 管理者 蕨和雄

内容につきましては、平成17年度に消防庁において、消防救急無線の広域化・共同化は、デジタル化への移行費用の節減と消防の広域的活動への対応・両面で有効なものとの判断から原則、都道府県を単位として広域化・共同化していくべきとの考えを示したことにより、新たな事務として消防救急無線の整備及び管理を千葉県市町村総合事務組合の規約に追加し、消防救急無線の広域化・共同化を図ろうとするもので、規約の一部を改正する必要性が生じたため、関係地方公共団体としての協議があり、3月21日までに回答を求められたもので、急施を要するため、専決処分をいたしたものでございます。

次に、議案第2号 平成19年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算認定についてをござんください。読み上げさせていただきます。

議案第2号 平成19年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算認定につい

て。地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付する。平成20年10月17日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合 管理者 藤和雄。

決算書の内容について説明をさせていただきます。

平成19年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算書の1ページ目をお願いいたします。歳入でございます。

1 款分担金及び負担金につきましては、組織市町負担金でございます。予算現額、調定額、収入済額同額の9億267万4,000円でございます。

2 款使用料及び手数料につきましては、手数料として、予算現額3億143万7,000円に對しまして、調定額、収入済額同額の3億571万2,700円でございます。

3 款財産収入につきましては、予算現額386万2,000円に對しまして、調定額、収入済額同額の386万2,463円でございます。

4 款繰入金につきましては、予算現額、調定額、収入済額同額の4億円でございます。

5 款繰越金につきましては、予算現額3,662万4,000円に對しまして、調定額、収入済額同額の3,662万4,097円でございます。

6 款諸収入は、1 項預金利子と2 項雑入で、合わせまして予算現額8,412万6,000円に對しまして、調定額、収入済額同額の9,185万1,063円でございます。

歳入合計は、予算現額17億2,872万3,000円に對しまして、調定額、収入済額同額の17億4,072万4,323円でございます。

予算現額と収入済額との比較は1,200万1,323円でございます。

2 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款議会費につきましては、予算現額43万7,000円に對しまして、支出済額が37万4,177円でございます。

2 款総務費につきましては、1 項総務管理費と2 項監査委員費でございまして、予算現額1億9,878万2,000円に對しまして、支出済額が1億9,639万9,928円でございます。

3 款衛生費につきましては、予算現額10億3,900万7,000円に對しまして、支出済額が10億2,453万8,592円でございます。これにつきましては、不用額が1,446万8,408円でございます。不用額の主なもの、需用費と委託料でございます。

4 款公債費につきましては、予算現額4億2,350万4,000円に對しまして、支出済額が4億2,350万3,184円でございます。

5 款諸支出金につきましては、基金費で予算現額、支出済額同額の6,199万3,000円でございます。

歳出合計は、予算現額17億2,872万3,000円に対しまして、支出済額が17億680万8,881円で、不用額及び予算現額と支出済額との比較は同額の2,191万4,119円でございます。

歳入歳出差引残金が3,391万5,442円となり、同額が翌年度へ繰越金となります。

続きまして、佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書の説明をさせていただきます。5 ページをお願いいたします。

歳入でございます。1 款分担金及び負担金につきましては、組織市町負担金の9 億267万4,000円でございます。そのうち佐倉市負担金は8 億130万3,000円で、負担割合88.77%、酒々井町負担金は1 億137万1,000円で、負担割合11.23%でございます。

次に、2 款使用料及び手数料でございます。これは清掃手数料3 億571万2,700円で、ごみ処理手数料でございます。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。3 款財産収入386万2,463円は、財政調整基金積立額8 億3,319万2,000円の利子でございます。

4 款繰入金4 億円は、財政調整基金からの繰入金でございます。公債費増加分及び構成市町財源補てん分を財政調整基金から繰り入れて財源としたものでございます。

次に、5 款繰越金3,662万4,097円は、前年度繰越金でございます。

次に、6 款諸収入の預金利子3 万4,132円は、歳計金預金利子及び歳計外預金利子でございます。

8 ページをお願いいたします。雑入の9,181万6,931円でございますが、備考欄をごらんください。有価物売払収入7,249万710円、リサイクル品販売収入165万2,300円、蒸気使用料249万4,650円、売却電力料金1,115万9,302円は、東京電力への発電した電気の売電料でございます。

以上が主なものでございます。

歳入合計は17億4,072万4,323円でございます。

11ページをお願いいたします。歳出でございます。1 款議会費につきましては37万4,177円で、議員10名の方の議員報酬及び議会運営に要した経費でございます。

15ページをお願いいたします。2 款総務費でございます。総務費の一般管理費につきましては1 億9,632万5,972円で、これは特別職3 名及び一般職職員19名分の人件費と一般管理費でございます。主なものは給料8,148万7,480円及び職員手当等7,747万3,855円、

共済費2,198万9,416円が主なものでございます。

16ページ、17ページをお願いします。備考欄をごらんください。需用費の消耗品費231万9,803円は、事務用品、複写用品、法令追録代、庁内清掃用品、新聞、雑誌購読料等でございます。役務費の手数料25万6,456円は、職員の健康診断料18名分でございます。保険料56万9,467円は、連絡車2台及び建物共済費でございます。委託料の警備業務委託料108万9,900円は、管理棟、リサイクルセンター、水処理施設、増設棟玄関の警備業務の委託料でございます。消防設備保守点検業務委託料220万5,000円は、センター全般の消防設備の保守点検業務の委託料でございます。清掃組合例規集データベース更新業務委託料81万9,000円は、ホームページ等に掲載するために紙ベースの例規集のデータベース化に伴う業務委託料でございます。使用料及び賃借料235万845円は、コピー、ファクス、パソコン等のオフィス機器の賃借料が主なものでございます。備品購入費の庁用器具費131万6,700円の主なものは、事務用パソコン6台の買い換え及び防盜耐火金庫・レジスターの購入でございます。18ページをお願いいたします。監査委員費でございます。7万3,956円につきましては、監査委員3名分の報酬と費用弁償でございます。

21ページをお願いします。3款衛生費でございます。衛生費のじん芥処理費につきましては10億2,232万8,798円で、これはごみの焼却処理、破碎処理及び埋め立て処分に要した経費でございます。備考欄をごらんください。需用費の光熱水費5,086万301円は、電気料金、水道料金、下水道料金でございます。修繕料8,701万6,456円は、ごみクレーン自動制御装置・ばい煙濃度計等や粗大施設の可燃物コンベヤーの更新等に要したものでございます。医薬材料費3,830万9,692円は、ダイオキシン類及び塩化水素除去用の活性炭入り消石灰、その他浸出液処理施設用の各種薬品代でございます。自動車需用費313万9,904円は、施設内で使用いたしておりますダンプ重機等11台の整備費及び燃料費でございます。次に、委託料の8億3,209万795円でございます。委託料につきましては、施設の運営管理等に必要な各種分析調査業務の委託料2,188万9,350円でございます。

22ページをお願いいたします。ごみ焼却処理施設等管理業務委託料2億8,927万5,000円、これにつきましては焼却施設の24時間の運転及び粗大ごみ処理施設の運転管理等、日常点検の整備を含めまして48名の委託をしております。最終処分場浸出液処理施設運転管理業務委託料1,533万円は、2名の委託でございます。有価物処理業務委託料3,748万6,693円につきましては、搬入されたごみの中から鉄、アルミ、カレット、缶等の回収をしております。ごみ焼却処理施設等保守整備業務委託料2億1,640万5,000円

につきましては、法定検査等に伴う年次点検、定期点検等を行い、施設の整備を実施しております。焼却灰再生化（エコセメント化）処理業務委託料 2 億1,295万7,661円でございます。これにつきましては、市原エコセメントへ灰を搬出いたしまして、セメント化するものでございます。なお、焼却灰収集運搬業務委託料につきましては2,300万641円で、市原エコセメントまでの運搬業務を委託してございます。

23ページをお願いします。衛生費のセンター運営費でございます。220万9,794円でございます。これはリサイクルセンターの運営に要した経費でございます。構成市町から無償譲渡されました放置自転車の整備及び搬入された粗大ごみ等から家具等の再生作業を委託いたしております。主なものといたしましては、委託料の198万9,480円は、佐倉市シルバー人材センターへ1名、酒々井町高齢者事業団へ2名の業務委託でございます。

27ページをお願いします。4款公債費でございます。公債費の4億2,350万3,184円につきましては、国及び県からの借入金の償還元金及び利子でございます。そのうち元金の償還は3億7,820万8,198円でございます。次に、利子につきましては4,529万4,986円でございます。

31ページをお願いします。5款諸支出金6,199万3,000円は、財政調整基金への積立金でございます。

35ページをお願いいたします。歳出合計は17億680万8,881円でございます。

39ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額17億4,072万4,323円に対しまして、歳出総額は17億680万8,881円でございます。

歳入歳出差引額は3,391万5,442円でございます。

43ページをお願いします。財産に関する調書でございます。1、公有財産、(1)、土地及び建物。土地につきましては、酒々井リサイクル文化センターの12万515平方メートル、佐倉清掃工場跡地の1万2,111平方メートル、合わせまして13万2,626平方メートルでございます。建物につきましては、酒々井リサイクル文化センターの1万6,804.03平方メートルと、佐倉清掃工場の事務所棟、管理人棟351.66平方メートルを合わせまして1万7,155.69平方メートルでございます。

2、物品につきましては、貨物車、特殊車、乗用車13台を保有してございます。

3、基金につきましては、財政調整基金前年度末の現在高が8億3,319万2,000円でございますが、当該年度中に繰り出したもの、あるいは積み立てしたもの、その増減の中で3億3,800万7,000円が減額になりまして、決算年度末の現在高は4億9,518万

5,000円でございます。

以上、平成19年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算書につきまして説明をさせていただきました。

次に、主要施策の成果の説明をさせていただきます。2ページをお願いします。平成19年度決算総括でございます。平成19年度の歳入歳出の決算額は、前年度に比較しますと、歳入歳出ともに6.8%の減でございます。内訳につきましては、3ページをお願いいたします。

2、一般会計款別決算額、歳入でございます。平成19年度と18年度の決算額の比較でございますが、財産収入としては、財政調整基金の利率の変動により増となっており、分担金及び負担金、使用料及び繰入金について減となり、総額で1億2,642万6,101円の減額でございます。

歳出でございますが、公債費につきましては、ごみ処理施設増設工事の償還元金の発生による増となっており、議会費、総務費、衛生費、諸支出金につきましては、委託契約の見直し、経費削減に努めて減となっております。総額で1億2,371万7,446円の減額でございます。

4ページをお願いします。地方債現在高調書でございます。(1)、目的別の表でございますが、平成19年度末の現在高につきましては、28億2,064万6,457円でございます。下段をごらんください。(2)、借入先別の表でございますが、財務省資金運用部が28億2,064万6,457円でございます。

5ページをお願いします。(二)、主要な施策の成果でございます。議会費につきましては、定例会2回、臨時会1回の計3回の会議を開催いたしました。

6ページをお願いします。総務費の一般管理費につきましては、特別職3名、一般職職員19名の人件費等でございます。また、パソコンの買い替え及び防盜耐火金庫等の購入をいたしました。

7ページをお願いします。監査委員費でございます。毎月の例月出納検査、決算審査及び定期監査を実施していただき、適正な会計の処理、事業の執行が行われているか精査をお願いいたしました。

8ページをお願いします。衛生費、じん芥処理費でございます。佐倉市及び酒々井町から排出される一般廃棄物を適正に処理、処分するため、施設の維持管理を適正に行い、資源の再利用を図り、地域環境の保全に努めました。また、佐倉市及び酒々井町より収

集されたごみの焼却処理及び処分を実施いたしました。ごみの搬入量は資料の1として添付させていただいておりますが、平成19年度は5万7,569.55トンの搬入量でございます。施設管理業務の委託料でございますが、8億3,209万795円でございます。衛生費の81.4%を占めており、焼却処理施設、粗大ごみ処理施設の運転管理業務と施設の保守管理業務が主なものでございます。有価物処理業務委託料は、3,748万6,693円でございますが、有価物販売収入につきましては7,249万710円で、平成19年度有価物売買実績表を資料の2として添付してございます。

10ページをお願いします。センター運営費でございます。粗大ごみとして処分されている家具及び自転車のうち修理可能なものを再生販売いたしております。ごみ減量化あるいはリサイクルに対する啓発、または高齢者に対する就労の場の提供に寄与いたしました。販売実績につきましては165万2,300円で、平成19年度リサイクルセンター販売集計表を資料の4として添付してございます。

以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第3号の説明をさせていただきます。読み上げさせていただきます。

議案第3号 佐倉市、酒々井町清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。佐倉市、酒々井町清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成20年10月17日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 蕨和雄。

次ページをお願いいたします。今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い小学校就学前までの子を養育する職員が常勤職員のまま、1週間当たりの勤務時間を20時間、24時間又は25時間に勤務時間を短くすることができる育児短時間勤務制度の実施に関し、給与については勤務時間に応じた額とする給与条例の特例を定めるほか、育児休業職員が職務に復帰した場合の給与の取り扱いを国家公務員の育児休業職員の取り扱いに準じて引き続き勤務したものとみなす期間を引き上げ、号給の調整を行うことを定めようとするものであります。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第4号の説明をさせていただきます。読み上げさせていただきます。

議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成20年10月17日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 蕨和雄。

次ページをお願いいたします。今回の改正は佐倉市、酒々井町清掃組合職員の育児休業等に関する条例改正に伴い、育児短時間勤務職員等の勤務時間及び週休日の割り振りを定めるほか、育児短時間勤務職員以外の時間における勤務、いわゆる時間外勤務の取り扱いを定めようとするものであります。

以上で議案第4号についての説明を終わります。

以上、雑駁な説明で恐縮でございますが、議案の補足説明をさせていただきました。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（押尾豊幸君） はい、ありがとうございました。

◎議案第1号～議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（押尾豊幸君） それでは、これより質疑を行います。

なお、質疑のほうは一問一答方式で行いたいと思います。

質疑はございませんか。

はい、引地議員

○1番（引地修一君） 数字の確認といいたしめようか、そういうことをさせていただきたいと思いますが、議案第2号の歳入歳出決算書で追っていくと見づらいものですから、主要成果のところ、説明書の中で質問をいたします。

ページ6、この中で委託料の、真ん中にあります、526万3,290円、18年は1,125万715円、約半減しているのですが、文書整理のデータベースを、リコー成田、そのあたりが19年度はないのですが、これはどういう関係か。減額になって、減っているのですけれども、どういうことであったのか。18年はソフト代か何かだったのでしょか。リコー成田、その項目がありませんので、半減になっているのです。そこをお教えてください。

それから、その下の2番、OA機器の賃借料等に要した経費235万845円ですが、これも18年、781万8,363円で、これは18年から19年比較してみますと、パソコンリースの650万1,000円、リコー成田だったので、この金額がそっくり抜けているのですけれども、これも同じように一括で最初に要した経費で、2年目から要らないのか。そういう関係をひとつお教えを願いたいと思っております。19年はかなりの減になっているのですが、減の理由を。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（南波佐間信彦君） 数字の確認についてご説明いたします。

18年度のときに財務システムセットアップ、それから例規集データベース化、それからノートパソコン、それから文書整理データベース、これらについての支出がございましたけれども、これが19年度のほうにはございませんものですから、その関係で大幅な減額になっております。

○1番（引地修一君） だからその理由は、私は減額になっていきますねと、こういう意味合いで言ったのです、その数字は。だからその理由といいましょうか。では、19年度はもう要らなくなったからという、18年度で。

○事務局長（南波佐間信彦君） そうですね。19年度のほう、必要がないということで減額になっております。

○1番（引地修一君） そうですね、先ほど言った文書整理及びデータベースでリコー成田で387万は委託料ありまして、それから例規集のデータベースで155万4,000円あるわけですね。それが主な減額の理由になっていると思うのですが、委託料ですね。

それから、OA機器の賃借料もパソコンリースでリコー成田で650万8,000円、それが大体減額理由になっていると思うのです。18年781万円ですから。650万円減りますね。これは、だから18年度にリースを受けて20年度は、もう受けていないと。この650万、何年間のリースですか。そういう理由を聞きたい。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（南波佐間信彦君） リースのほうが終了になりまして、今度これを買ったということで。

○1番（引地修一君） 最終年度の、ではリースの契約の。

○事務局長（南波佐間信彦君） そうですね。その後は備品購入という形になっております。

○議長（押尾豊幸君） 富永主幹

○主幹（富永文敏君） まずリースの関係についてご説明いたしますと、事務局で使っておりますパソコン6台がウインドウズの98で、そのサポートが終了いたしますものですから、リースするよりも買ったほうが長い目で見れば安く上がるだろうということで、19年度にリースをやめまして、購入に切りかえてございます。その関係で賃借料が減ってございます。委託料の関係でございますが、先ほども指摘いただいたデータベースの関係のセットアップについて、18年度に実施いたしまして、それはもうシステムとして18年度に組み上がってしまったものですから、19年度は発生しておりませんので、

かかりましても、例えば例規集のデータベースですとそのメンテナンス程度ですと。ほかの費用になりますので、その分委託料が安くなってございます。

○1番（引地修一君） 委託料はわかります。セットアップのソフトの一括代金の支払いということですね、そういう意味ではね。ソフトの代金というふうに解釈してよろしいですね。

○主幹（富永文敏君） システムの構築でございます。

○1番（引地修一君） パソコンリースの650万1,000円が18年度あって、減額でいいですけれども、これが費用が発生しなくなって、パソコンを今度十何台買って、それで130万ぐらいなのですけれども。650万のリースがあって、それを今度はリースではなくて、パソコンを今度購入すると、十何台ね。それが130万か何かですよ。その関係がちよっと。650万リース。

○議長（押尾豊幸君） 富永主幹

○主幹（富永文敏君） リースを取りやめましたのが、パソコン7台分でございます。新しく130万で購入いたしましたパソコンが6台分でございます。その差額で賃貸借料と備品購入費が発生しているという関係でございます。

○1番（引地修一君） 650万というリース代が、7台来るわけです。かなりの金額ですよ。減額になっているからいいのですけれども、これが逆だとちょっとね、余りにも差があるなと思って。また、パソコンを同じに6台ぐらい買って、それで130万ということで、ここがちよっとよく私が、理解できないところです。130万ぐらいのパソコンですと、7台くらいで、リースでやるとすれば、5年でとか、分割と同じような感じで、月々20万ぐらいしか発生しないわけですよ。そういう解釈をするのですか。増額でないのでもあいいのですけれども、みんな減額に、どすんとなっているのですけれども。

○議長（押尾豊幸君） 説明できますか。

○主幹（富永文敏君） 少々お時間いただけますでしょうか。

○議長（押尾豊幸君） 引地議員

○1番（引地修一君） 次に、清掃費の8ページ、これも平成18年に比べますと減額になっているのですが、施設管理業務委託料2,188万9,350円、これ、ばい煙、その他の調査だというふうな説明でありましたけれども、18年ですと4,016万2,000円なのです。同じような調査をしていて、いきなり半分に減額になったのか。ここの理由をお教えいただきたい。調査の方法が変わったのか。いきなり半分かになっておりますので、そこはど

うでしょうか。今後もやっぱり、それでは20年、21年も2,100万くらいでいくかどうか。これ委託先は環境管理センターですね。

○議長（押尾豊幸君） 富永主幹

○主幹（富永文敏君） 済みません。先ほどのご質問とあわせてお答えをさせていただきます。

まず、先ほどのご質問ですが、ちょっと私、一部勘違いをしております、まことに申しわけございません。事務局で使っております、まずリース料のほうなのですけれども、イントラネット用のサーバーがあるのですが、その借りかえを行いまして、それが18年度ですとリース料がちょっと高うございまして、650万ぐらいしたのですが、新しいサーバーに19年度から借りかえまして、そのリース料が、前のサーバのリースアップの引き継ぎまで含めて大体100万円ぐらいで済んでおりますので、650万かかっておりましたのが、次の年度100万ぐらいで済むようになっておりますので、その関係で大変下がっているというような形でございます。

先ほどご質問をちょうだいいたしました環境調査の関係でございますが、19年度の事業発注に当たりまして調査項目等の大規模な洗い出しをいたしまして、以前は当施設が当地に設置をさせていただいた関係で、地元ともかなり手厚い環境調査の項目を入れていたのですけれども、財政難ということと、あと大変数値的に安定しているものですから、調査項目をすごく絞り込みまして、そんな関係が主な理由として、こういった減額になってございます。法定要件は満たしておりますし、地元のご了承もいただいております。

○1番（引地修一君） 喜ばしいことと申しますか、思った以上に減額になっているので、いいことなので、これは法定調査の要件を満たしているということであればいいのですけれども、逆の場合、では18年あたりでは、そんなに要らないお金というのでしょうか、倍も使っていたのかなというような反省点が残ります。そういう意味ではね。こういうことでよければ、半額の金額でいいのだよと。

○議長（押尾豊幸君） 富永主幹

○主幹（富永文敏君） 1点補足をさせていただきます。事業発注の関係で、先ほどの環境調査の関係でございますが、18年度の落札率が96.77%、これは指名競争入札14社を対象にして実施しておりますが、19年度につきましては指名競争入札10社で、落札率が、先ほどの約97%から73.5%、大幅に落ちておりますので、そういった関係もござい

ます。

○1番（引地修一君） これはその一部ですね。落札が96と73%、本来半分の金額になりませんから、それはそれでわかっているのですけれども、落札したところも同じですからね、18年、19年と。同じなのですよ。よろしいです。減額のことなので。物すごい減額なので、ある意味では18年は甘かったのではないかなという感じが私はいたしておりましたので。

それから、次に移ります。契約で、8ページの清掃費ですけれども、ごみ焼却処理施設等管理業務委託で、荏原エンジニアリングです、2億8,900万。19年、随契で5,145万と4月、5月が。それから、その後2億3,782万5,000円で、合計で2億8,927万になるのですが、4月、5月が荏原で随契があって、あとは制限付きの競争入札で7社が出しているのですけれども、そこで結果的には荏原が落としているのですが、この4月、5月を随契にした理由といたしますか、前聞いたような感じもするのですけれども、要するに年度がわりなので、落札、入札を一括で行わなかったというようなことか。そうすると、そういうのは毎年、毎年、例えば21年も4月、5月分と、あとの分というようになっていくのか。だけれども、一発でやれば、6月調整すれば同じですよ。そこの辺ちょっと、4月、5月と分けた理由を聞きたい。入札の時期のずれですかね。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（南波佐間信彦君） 入札のための準備期間ということになるわけなのですけれども、21年度につきましては、今のご指摘の部分を4月からできるように、債務負担行為といったようなこともこれから検討しようかというふうには考えております。

○1番（引地修一君） そうですね。そういう意味で要望ですけれども、1年分で済むのであれば、4月、5月の2カ月分を随契にしなくて、一発で制限競争入札をやれば、そういう意味では落札率もトータルなので、低くなるのではなからうかということで、あえて19年度分かれているということをお聞きしたわけなのです。はい、わかりました。

主要成果説明書はそういうことでもいいのですけれども、あと私がお聞きしたいのは、公金流用の76万ありましたが、これはきちんと補てんは、利息をつけて補てんされているのですけれども、この件につきましては説明を十分聞きましたので、それはそれで構わないのですけれども、むしろ今後の管理体制といたしまして、うわさで聞いていますと、その方は、しばしば清掃組合の事務所にもサラ金業者と思われる業者あたりから

電話が来たりしていたという事実があるわけです。そう聞いているのですが、あえて、だからそういう方を現金が容易に手に入るといいますか、そういう部署に置いておいたというその管理体制とか、そういうことを今後、監視カメラが今入っているかもしれないけれども、そういう意味ではなくて、今後のあり方をどういうふうに接していかれるか、そこをお聞きしたいのと同時に、特に前回の公金を流用なさった方は、途中でお入りになったのですかね。特別地方公共団体の職員ですから、清掃組合の職員は。その場合はテスト、その他があって、地方公務員と同じような、印旛郡市内のそういう扱いのテストで上がってこられたのか。これは根も葉もないかもしれませんが、ちらっと聞いているのは、前管理者の渡貫市長のちょっとお知り合いだったという話をちらっと聞いておるのですけれども、そこは別としましても、きちんとした特別地方公共団体の職員のテストか何かで入ってこられて、そういう方だったのか。今後もそういう臨時の職員あるいは、欠員があったときはどういうことで今後採用をなさっていくのか。その管理体制と、両方あわせて、公金について、流用したという事実はもう既にわかっていますので、そこはいいのですけれども、そういうお話をちょっと聞かせてほしい。

○事務局長（南波佐間信彦君） 管理体制のほうの話なのですけれども、平成20年にかけまして改善をしましたこととしましては、計量棟への現金の引き取りというものを、従来はお昼と夕方の2回だったのですけれども、それを1日4回、10時と12時、それから3時と4時半、この4回にふやしてございます。それから、先ほどお話のございました防犯カメラ、こちらのほう4台設置してございます。計量棟内1台、それから正面玄関のほうに向いたものが1台、台貫というはかりのところの両サイド、あるところに2台という形で4台設置してございます。この記録内容については1カ月保存という形で、その次にもう一度上書きしていくというような処理をしてございます。あとは、先ほど申しあげました防盜耐火金庫という、ちょっと金庫を大き目にしまして、持ち出せないような形のものに取りかえてございます。それから、まだ検討中ではございますけれども、大きな額を納めますのは許可業者、一般廃棄物許可業者が納めておりますので、こちらの方の、これも去年からお話出ておりますが、口座振替、それからもう一つは電子マネーといいますが、カード式のようなものを、今調査と検討はしてございます。今後については、このあたりで現金そのものが台貫の中に余り残らないような形をまずとっていくというようなことを重点に行っていく、そういうふうを考えてございます。あと、現金については、常に複数の人間が立ち会っていくというようなことも改善の基本とし

て変更してございます。

○1番(引地修一君) それと、その方はどういうことで清掃組合にお入りになったのか。一般の地方公務員に準ずるようなテストか何か受けてこられたのか。

○議長(押尾豊幸君) 富永主幹

○主幹(富永文敏君) 事務局の富永でございます。お答え申し上げます。

今詳しい年月日等は下に調べに行っておりますので、大まかなところだけとりあえずご説明をさせていただきます。私もこの4月から着任をいたしまして、前の職員から聞いている話ということで、大筋は合っていると思います。お尋ねの元職員でございますが、平成17年から臨時職員として雇用をいたしておりました。きょう、お休みをいただいております総務課長等から説明を受けますと、臨時職員として勤務ぶりがまじめであったので、職員に欠員もあった関係で正式な職員として切りかえたと、そういった点では引地議員ご質問のようなペーパーの選考試験とか、そういったものは受けてございません。実際臨時職員としての勤務ぶりがまじめだったので、正式な職員としてもやっていけるだろうという判断のもとに正式な職員として切りかえたところを、何か急に借金があるのだとか、そういうようなことを相談をし始めまして、また先ほど指摘ございました業者からの電話でございますね、そういったものもかかるようになってきたと。そういった中、平成19年の11月に議員、皆さんがご案内のような、ああいったような不祥事を引き起こしてしまいまして、ご迷惑をおかけしているというような経緯でございます。

○議長(押尾豊幸君) 引地議員

○1番(引地修一君) 大体わかりましたけれども、私が言わんとしているところは、私的な背景がいろいろあると思いますけれども、そこをとがめるということではなくて、例えばそういう管理はしなさいと言うのではないのです。そうではなくて、やはりそういううわさがあった人を、そういう公金を扱う部署にずっと置いていたといいましようか、このあたりやっぱりきちんと、佐倉の市民の目、それから酒々井町民の目もありますので、その点の管理体制をよくしてもらいたいという要望でありまして、なおかつ、もういいですから、局長が言われましたように口座振替とか、あるいは振り込みとかいうのを、公金流用があったので、今後は大口についてはそういうことをするよという説明があったのですが、今の話ではそういうように、作業中であり、そういうことをするよということを今お答えあったのですけれども、今後そういう意味で信頼できる大口のご

み搬入者にはそういう振り込みとか、あるいは振りかえとか、そういうことがなされているかなと思って、そこの管理体制も含めて今質問したのです。なるべく早く現金で徴収するのではなくて、電子マネーとか、そういうことを早く着手をしていただきたいという要望で、私の質問を終わります。

○議長（押尾豊幸君） 平澤議員

○2番（平澤昭敏君） 9ページのエコセメント処理業務委託なのですけれども、随契になっているのですけれども、これ1社だけしかない。市原セメントしかできないものなのか。ほかの業者でもできるのか。それをちょっと私わからないのですけれども、額が大きいですから、まして随意契約ですので、この辺はちょっとどういう状況なのか教えていただきたいと思います。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（南波佐間信彦君） エコセメントという処理の形を、少なくとも千葉県内でやっているのはこの市原エコセメントだけでございます。もう一つ、首都圏まで広がった場合でも、東京都下で同じような処理をしているところはございますけれども、ここについてもその周辺の市町村の限定範囲内という形で、千葉県から持ち込むということは、具体的にこちらの組合から持ち込むことはできないというような確認はしてございます。そういったことで、この処理については現在のところこのエコセメントという形をとる限り、周辺の中にはないというふうに考えてございます。

○副議長（平澤昭敏君） ほかの処理方法というのはないのですか。このエコセメントしかできないのですか、最終処分は。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（南波佐間信彦君） 処理方法は、ほかにもございます。ただ、1つは最終処分場に埋めないということです。言い換えれば資源化をするということです。もう一つは、そのための、資源化をするときに製品といいますか、商品として一番現在のところ進んでいるのがエコセメントではないかというふうに考えてございます。そういったときにほかの方法としては、薬剤処理といったことで処理をした後に最終処分場に埋めちゃうというような方法がございますけれども、循環型社会という考え方の中で、あくまで最終処分場は延命を続けていくという考え方と、もう一つ、それが別のところに行っても埋め立てられるということではなくて、あくまで商品化、しかもその可能性が一番大きいのが現在のところエコセメントではないかというふうに考えてございます

ので、このやり方を当面続けていくべきかと考えております。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員

○4番（入江晶子君） 議案第3号と第4号、関係してきますので、この3号と4号にかかわってお伺いします。

まず第1点なのですが、この条例改正の施行日というところで、附則を見ますと、この条例は公布の日から施行するとなっておりますけれども、どうしてこういうふうにしたのかという意見を伺いたい。

○議長（押尾豊幸君） 富永主幹

○主幹（富永文敏君） 入江議員のご質問にお答え申し上げます。

今回の条例改正についてですが、議案第3号、議案第4号とも施行日を公布の日とさせていただきます。これにつきましては、既に育児休業法の改正が行われまして、佐倉市においても同様の趣旨で条例改正が行われてございます。佐倉市の条例については既に施行をされております。当組合の場合、議会の開催時期の関係等もございまして、構成自治体よりも遅目の条例改正になりましたものですから、今回ご承認をちょうだいできますれば、議会終了後早い時期に公布をさせていただきたいと、施行させていただきたいというような趣旨でございます。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員

○4番（入江晶子君） 今のご説明ですけれども、実際今清掃組合のほうで育休、産休をとっている方がいるのか。それと、その期間について教えて。

○議長（押尾豊幸君） 富永主幹

○主幹（富永文敏君） お答え申し上げます。

ただいま当組合の女性職員が2名育児休暇を取得しております。期間といたしましては、来年の5月までの予定でございます。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員

○4番（入江晶子君） 今のご説明なのですが、そうしますと、育休、産休をとっていらっしゃる2名の方については、この条例改正は適用されないと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（押尾豊幸君） 富永主幹

○主幹（富永文敏君） お答え申し上げます。これにつきましては、今回の条例がお認めいただければ、本人の希望により適用されるものと考えております。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員

○4番（入江晶子君） 今希望によってということなのですが、育休に入る前に本人と清掃組合のほうで協議なり、今後のこと取り扱いというか、職場復帰の条件なり、給与なり、いろいろな協議をする必要があったと思うのですが、産休をとる前に本人との協議ではどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（押尾豊幸君） 富永主幹

○主幹（富永文敏君） お答え申し上げます。

本人が産休に入る前の総務課との話では、来年の5月1日から職場に復帰したいというような希望をこちらとしては把握してございます。今回の条例改正の内容については、まだ当人、2名には説明してございませんので、今後の対応になろうかと考えております。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員

○4番（入江晶子君） 基本的には条例が施行する前に育休に入った、産休に入ったわけですから、その時点での条件なりが保障されるべきだと思いますけれども、その点は法的に問題はないのでしょうか。新しい条例によって処遇が変わってくる可能性があるわけですよね。その意味で、その点からいって法的な問題というのではないのでしょうか。

○議長（押尾豊幸君） 富永主幹

○主幹（富永文敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ちょっと私どもも詳しいところまで現時点で、その両名についての取り扱いについて把握しておらないというのが現状でございます。恐らく今入江議員ご質問をいただいたことについては、育児休業で休んでいる期間の給与面ですとか、そういった面での通算のことをご心配いただいているのではないかと思いますけれども、具体的にどのように取り扱うかについて、現在事務局のほうで、大変お恥ずかしい次第ですが、把握してございませんので、早急に法的な検証を行いまして、適正に対応してまいりたいと思えます。申しわけございません。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員

○4番（入江晶子君） そのあたりの検証がなく条例改正をするというのは、本人にとっては大変な不安だと思います。今回の議案3号、4号をご説明いただいたのですが、非常に何か複雑なのです。それで、ちょっと4号にもかかわって質問させていただきますけれども、いただいたこの4号の資料の一番最後のページになりますが、第19条

について伺います。臨時的に任用される職員及び非常勤職員ということで、育児短時間勤務職員等再任用短時間勤務職員及び任期付き短時間勤務職員を除くその勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して管理者が定めると書いてあります。そこで伺いますけれども、臨時的に任用される職員と、非常勤職員の定義なのですけれども、短時間勤務職員とか、括弧書きの中に入っている職員の方は、非常勤ではないというふうなことなのですけれども、そうすると、前にある臨時的に任用される職員でもないということなんですか。臨時任用と非常勤の職員の定義というか、区別は非常にわかりにくいのです。だから非常勤ですと給料ではなくて、賃金ということになるとは思いますが、そのあたりの定義をご説明いただきたい。

○議長（押尾豊幸君） 富永主幹

○主幹（富永文敏君） 今回改正の条例の19条の関係についてでございます。確かに議員ご指摘のとおりこの文言の関係については、ちょっと難しいのではないかなと、私も率直に感じておりまして、大分調べました。まず、今新旧対照表をごらんいただいて、ご質問いただいておりますでしょうか。まず、改正前の条例の短時間勤務職員でございますが、これは改正前の条例の一番前のほうです。新旧対照表の一番最初の第2条の2項に規定が書いてございます。法28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員ということで、これを以下短時間勤務職員というというふうに書いてあるのですが、この法というのは地方公務員法でございますけれども、28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と申しますのは、職員を定年退職した後に、再任用される、フルタイムではない、短時間職員のことでございます。改正前の条例ですと、再任用の短時間職員のことのみを対象としておったのですが、今回改正をいたそうとする条例の中では、対象の職員が3つございまして、また新旧対照表の新しいほうの19条にお戻りいただきたいのですが、括弧書きの中に育児短時間勤務職員等、それと再任用短時間勤務職員及びとして、任期付き短時間勤務職員、3つございます。どういった職かと申しますと、育児短時間勤務職員等と申しますのは、極めて簡単に言ってしまうと、子育てのために育児短時間勤務を取得しようとする職員のことでございます。次の再任用短時間勤務職員と申しますのは、先ほどの地方公務員法28条の5の規定によって雇用することができる定年退職後の短時間勤務で勤める職員のことでございます。最後の任期付き短時間勤務職員と申しますのは、一番最初の育児短時間勤務職員が週40時間働くところを20時間ですとか、24時間ですとか、25時間の勤務時間を選択いたしますので、その

あいた労働力の分を補うために臨時雇用することができるという職員でございます。ですので、きわめてこれはわかりにくいところなのですけれども、前2者、前の育児短時間勤務職員等、それと再任用短時間勤務職員、これについては給料表の適用になりまして、職員の給料からお金をお支払いするという形になります。最後の任期付き短時間勤務職員については、これは賃金対応になろうかと思えます。

私の説明もわかりにくいのではないかと。申しわけございません。

◎会議時間の延長

○議長（押尾豊幸君） この際、時間を延長いたします。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員

○4番（入江晶子君） 今ご説明いただきまして、ちょっと、余りよく理解できないのですけれども、最後の任期付き短時間勤務職員は、職員の賃金を支払われているけれども、非常勤ではないということよろしいのですか。非常勤職員ではないということになっていますよね、この19条には。

○議長（押尾豊幸君） 富永主幹

○主幹（富永文敏君） 19条によりますと、臨時的に任用される職員及び非常勤職員と書いてございますので、これは私、非常勤職員であるという認識でございます。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員

○4番（入江晶子君） その括弧書きの中では同じところでくくられているのですけれども、給与体系と賃金体系で違うにもかかわらず、非常勤ではないという扱いになっているというのがちょっと理解できないなというふうに思いましたが、どうなのでしょうか。

○議長（押尾豊幸君） 富永主幹

○主幹（富永文敏君） 申しわけございません。すごい勘違いをしておりました。これについては臨時職員に関する規定でございますので、これは職員の勤務時間、休暇等に関する条例でございますので、この19条に定めておりますのが臨時的任用をされる職員の勤務時間と休暇等に関する条文でございますので、この括弧書きの前の臨時的任用される職員及び非常勤職員というのは、申しわけありません、臨時職員の方のことでございます。括弧の中で育児短時間等についてはこれには含めないというような趣旨でござ

います。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員

○4番（入江晶子君） 今のご説明ですと、この条文の書き方で間違いはないということなのですか、確認いたします。

○議長（押尾豊幸君） 富永主幹

○主幹（富永文敏君） 間違いはございません。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員

○4番（入江晶子君） それでは、続けて。議案第3号の、先ほどの育児休業に係わった議案なのですけれども、具体的にちょっとお聞きしたいのですけれども、条例の第14条に育児短時間勤務をしていて、第14条第1号と2号のところにあるのですけれども、それは産休、育児休業をとって、その本人が復帰した場合に、もとの正規の職員、フルタイムの正規職員に戻れない場合があるということをここに明記してあるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（南波佐間信彦君） 今のお話のとおり、復帰できない場合があるということで、そのとおりだと考えております。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員

○4番（入江晶子君） そうしますと、先ほどの話に戻りますけれども、現在育児休業をとっていらっしゃるお二人がいますよね。その方が産休、育休に入る場合に、育休を明けた後に、もとの勤務体系で給与ももとの正職員のまま復帰できるというふうに考えて休みに入っておられると思うのですけれども、これは具体的にその方たちにはこれが適用されるということはないのでしょうか。ちょっと、そのあたりお願いします。

○議長（押尾豊幸君） 局長

○事務局長（南波佐間信彦君） これが適用されることはございません。と申しますのは、これはあくまで育児短時間勤務という形の中で付随して働いていただくような、新たに、例えば1日の中で4時間短時間勤務をされると。そうすると、8時間の残りの部分のところについて改めて別の方を採用するというようなケース、短時間勤務という形の枠の中で付随して出てくるものという意味でございますので、育児休業のほうの枠組みとは、また別枠だというふうにお考えいただきたいと思います。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員

○4番（入江晶子君） そうしたならば、先ほどのこれまで再任用の短時間勤務でいた方が、再任用短時間勤務職員となる時に伺ったのですけれども、これは具体的にどのような、待遇とか、その他の面で違いが出てくるのでしょうか。

○議長（押尾豊幸君） 富永主幹

○主幹（富永文敏君） 申しわけございません。ご質問を確認させていただきたいのですけれども、ただいまのご質問は、育児短時間勤務職員と再任用の短時間勤務職員の違いについてご質問、言っているわけではないですね。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員

○4番（入江晶子君） ごめんなさい。ちょっとわかりづらくて申しわけございません。先ほどこれまで定年退職して、再任用で短時間勤務職員の方がいますよね。その方を今回の条例改正で再任用短時間勤務職員に変更すると理解したのですけれども、具体的にその方の待遇なり、処遇で変更点というのはあるのでしょうか。

○議長（押尾豊幸君） 富永主幹

○主幹（富永文敏君） 申しわけありません。理解いたしました。

今回については新たに育児短時間勤務職員ができた関係で、その区別をするために再任用短時間勤務職員という呼び方にしましたものですから、特に取り扱いについて、条例の改正前と改正後で変化が生じるということはございません。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員

○4番（入江晶子君） わかりました。

それでは、先ほどの議案第4号の19条に戻るのでございますけれども、勤務時間とか休暇等については管理者が定めるというふうに書いてあるのですけれども、これは規則というか、そういったところで明文化してもちろん定めるのでしょうか。そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（押尾豊幸君） 回答できますか。

○主幹（富永文敏君） ちょっとお時間いただいてよろしいでしょうか。

○議長（押尾豊幸君） この際、暫時休憩いたします。5分休憩させていただきます。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時15分

○議長（押尾豊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

富永主幹

○主幹（富永文敏君） 先ほどは、即答できませんで申しわけございませんでした。

先ほどの管理者が定めるという19条の関係でございますが、基本的に同じ仕組みをとっております佐倉市にも確認いたしましたところ、臨時職員の任用の関係については、規則で定めるという形はとってございまして、要綱で定めてございます。ここの管理者が定めるということについては、要綱の決裁の中で対応しているという形になってございます。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員

○4番（入江晶子君） もう一点確認したいのですけれども、先ほども議案第3号の14条の中で、産休、育休をとっていた方が職場復帰した場合に、正職員としてもとのとおり働きができるということを確認したのですけれども、その方たちが第2子、第3子を計画している場合についてなののですけれども、今後のことになるかと思うのですけれども、その場合に第14条というのが、実際この適用というのが起こり得ると考えてよろしいでしょうか。

○議長（押尾豊幸君） 富永主幹

○主幹（富永文敏君） お答え申し上げます。

先ほど局長もご説明申し上げましたが、第14条につきましては、育児短時間勤務職員として任用されていた者が、職場に復帰する場合の例外を定めた規定でございますので、ここに掲げておりますような過員を生ずるといふ、人が余ってしまう可能性があるとか、そういう状態がもしその職員が復帰しようとするときにあれば、本条が適用になると考えております。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員

○4番（入江晶子君） 実際この条例の施行が公布と同時ということになりますと、今議会で承認されると、平成20年10月17日公布ということで施行ということになりますけれども、第3号については非常に今該当する職員も2名いるということで、大変その方たちの人生設計にもかかわってくる。非常に重たい内容だと思いますが、そのあたり、先ほど十分に、該当されている方と話を全くしていないということなののですけれども、そういう時点での議決というのはどのように考えたらよろしいでしょうか。

○議長（押尾豊幸君） 富永主幹

○主幹（富永文敏君） ただいまのご指摘でございますが、現在育児休暇で休んでおります職員については、育児短時間勤務ではございませんので、本条の適用にはなりません。この第14条と申しますのが、育児休業法の第17条の規定を受けて定められている部分でございますが、育児休業法の第17条を試みに読ませていただきますと、育児短時間勤務の承認が失効または取り消された場合、何らかの要因で、その理由で職場に復帰しようとするときに、仮にその職場でその職員が、例えば自分の都合で当初の任用の期間よりも早目にフルタイムに戻りたいといった場合に、ただ実際臨時職員も雇用していたり、何らかの人事的な手当がなされているにもかかわらず、急に復帰せざるを得なくなった場合に、それでは余りに現状の中で、職員の都合でその職場にフルタイムで復帰するのは不都合であろうという法の趣旨から引き続き短時間勤務で、これを勤めさせることができるというような内容の条文でございますので、その辺もあわせてご理解いただければと考えております。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員

○4番（入江晶子君） 要望になりますけれども、実際今は育児休業1年間ですか、とっていらっしゃるって、これからの問題だと思うのです。短時間にするかどうか。そういうこともあわせて、今の時点で十分に当該の職員の方と話し合いを進めていかないと、やはりこれは双方にとって非常に問題を生じかねないと思いますので、そのあたり十分にやっていただきたいと思います。

○議長（押尾豊幸君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（押尾豊幸君） 質疑はなしと認めます。

質疑は終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（押尾豊幸君） 討論はなしと認めます。

討論は終結いたします。

これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（押尾豊幸君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（押尾豊幸君） 起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（押尾豊幸君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（押尾豊幸君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案の審議は以上でございます。

◎その他

○議長（押尾豊幸君） その他で引地議員があるそうでございます。

○1番（引地修一君） 議案の提出とは関係ないのですが、ことしの2月の定例会で平成32年度以降の処理施設の場所を酒々井リサイクル文化センターにするという決議をいたしましたですかね。その後、当該地区の協議会でしょうか、そこに対する説明はなされたのかどうか。その後、8カ月ぐらいたっていますので、そういう会合を開かれたかどうか。なおかつ、私から要望を出しておきましたけれども、その際はやはり我々議員全員が賛成したので、重い決議だったので、そういう会合があった場合に、議事録を作成して見せてくださいねというお願いをしたら、快く快諾なされたのですけれども、そこらあたりの会合が開かれたか、確認と同時に、開かれたのならば、そういう議

事録が存在するかどうか。それから、地元の方はどういう反応であったか。これをちょっと聞きたいところなのですから。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（南波佐間信彦君） まず、平成20年の3月に協議会を開催してございます。その席上、32年以降の次期施設建設用地の酒々井リサイクル文化センター決定についての報告をしてございます。2回目としまして、平成20年の8月に再度の協議会を開催してございます。その間につきましては、地元のほう、各1軒ずつの世帯回覧といったようなことで周知をしてございまして、それで8月の末に再度開きまして、協議会のほうの最終的な了解をちょうだいしてございます。あと、今後につきましては、10月、11月あたりに覚書の調印といったようなところを予定してございます。

以上でございます。

○1番（引地修一君） 2回開かれたというのはわかりましたけれども、その中で賛否両論と申しますか、そういう協議会の反応はどういう反応ですか。是とするということなのですか。どういう意見が出たか、ちょっと。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（南波佐間信彦君） 少なくとも20年8月の会合の中では、おおむね了解と申しますか、賛成をいただいているのではないかと申すように受けとめております。ただ、数人の方、特に1名の方は、ここの組合の入り口のところに入って来ると、ずっと車両の通路になっているというようなところの方もございまして、車両が少しふえるということに対してご心配をされていた。

済みません。ここでやることについては、申しわけございません。私勘違いしてございまして、すべての皆さんから了解をちょうだいしております。

○1番（引地修一君） それで、前回のお約束と申しますか、そういう議事録を回していただくということで、快く快諾なさったわけでありまして、過去2回の議事録はちゃんと存在していると思いますので、私ら議員に配付して。

○事務局長（南波佐間信彦君） ご用意してお配りするようにいたします。

○1番（引地修一君） 今ここでなくても結構ですから。

○議長（押尾豊幸君） では、それは約束というか、会議のご意見等があった部分に関しては議事録という形で議員に。

○2番（平澤昭敏君） 要望というか、提案なのですから、きょうは、お隣のコミ

プラでハーブ祭りを行っているのですけれども、清掃組合の桜はとてもきれいなのです、春になりますと。ですので、春に桜祭りを開いて、それで清掃工場を一般の方々に見学していただいて、清掃工場の作業は、こういうふうに行っているのだということで、広く市民の方に知っていただくということで、桜の時期に合わせてそういうことができな
いかという提案を。答えはいいですけれども。

○議長（押尾豊幸君） それはご要望ということで、ご検討を。

○4番（入江晶子君） 今引地議員が言われたことに関連してなのですけれども、次期処理施設の計画を地元を示したということでしたが、その後四街道の市長より加入の協議申し入れというのがありましたよね。先ほどのご説明だと、慎重に協議していくということであったのですけれども、具体的にどういうふうにしていく予定なのかということが1点と、そうなってくると地元への説明というのも変わってくると思いますので、そのあたりのご説明をお願いしたいと思います。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（南波佐間信彦君） 先ほど冒頭で平成20年8月29日付の文書で正式の依頼をちょうだいしましたというふうにご報告いたしました。その後につきましては、四街道の市長さんがかわれたということで、まずは10月の20日が初登庁というふうに伺っております。ですので、その登庁を待って、具体的な、私ども直接はご意向は確認できませんけれども、事務レベルを通しまして、その辺のお考えをまずはご確認して、そこから再スタートすべきかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸君） 四街道市長の、今度、新市長の意向がまだわからないですから、広域という話は出していたという話も聞きますけれども、組合で確認するわけにはいかないという。管理者のほうになってしまうか。

○管理者（藤 和雄君） 四街道市長からのご提案で、打診されてきた話でございますので、我々のほうは受けるといいますか、市長がかわってしまったので、仕切り直しということでやらざるを得ない。また、打診があった段階で皆様に、お諮りしたいというふうに思っています。

○4番（入江晶子君） 別件なのですけれども、先ほど清掃組合の組織図というのを、きょうの直前をお願いして出していただきました。それでお伺いしたいことは、4人の方が半年間の試用期間ということで採用されたわけなのですけれども、もう半年たって

いますので、この方たちの処遇というか、扱いはどのように決まったのかということをお聞きしたいと思います。

議案3号、4号に係わって、臨時職員の中でも任期付きであるとか、言いかえれば不安定雇用というのですか、規制緩和のような条例が出てきているのですけれども、この4人の方たちはそういったことはないのかということをお聞きしたいのです。

○議長（押尾豊幸君） 4人というのは新規採用。

○4番（入江晶子君） 新規採用で4人です。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（南波佐間信彦君） 4名の方につきましては、10月1日から正式採用という形で切りかえてございます。

○議長（押尾豊幸君） 富永主幹

○主幹（富永文敏君） 若干補足をさせていただきます。

4名の新採につきましては、4月から仮採用の半年の期間を経まして、ただいま局長申し上げましたように10月1日から正式採用となっております。処遇につきましては、当組合の正規職員でございますので、共済組合の組合員となることもあわせて、一般の公務員という形でございます。正規職員でございます。

○4番（入江晶子君） では、確認なのですけれども、条例改正でさまざまな職種というか、働き方が提案されておりますけれども、清掃組合の今後としては正規職員ということに基づいてこれからも人員の配置をしていくということにとらえてよろしいでしょうか。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（南波佐間信彦君） はい、そのとおりでございます。

◎閉会の宣告

○議長（押尾豊幸君） それでは、以上をもちまして、平成20年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後 3時36分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 押 尾 豊 幸

署名議員 山 口 文 明

署名議員 入 江 晶 子